

「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）新旧対照表

改正後	現 行
<p>1 略</p> <p>2 認知症介護実践研修</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(2) 認知症介護実践リーダー研修</p> <p>ア 略</p> <p>イ 研修対象者は、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。</p> <p><u>ただし、介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者については、令和9年3月31日までの間は、本文の規定に関わらず研修対象者とする。</u></p> <p>ウ～キ 略</p> <p>3～8 略</p> <p>(別紙1)～(別紙4) 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 認知症介護実践研修</p> <p>(1) 略</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(2) 認知症介護実践リーダー研修</p> <p>ア 略</p> <p>イ 研修対象者は、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。</p> <p>ウ～キ 略</p> <p>3～8 略</p> <p>(別紙1)～(別紙4) 略</p>